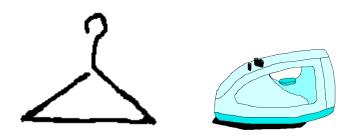
# ケリーニング所(一般)のてびき



2023.07.05

# 町田市保健所 生活衛生課 環境衛生係

〒194-0021 東京都町田市中町2-13-3

電 話 042(722)7354(直通)

ファックス 042 (722) 3249

### クリーニング所(一般)開設までの手続き

#### 事前相談

構造設備、その他について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。 別途、関係機関にもご相談ください。



開設には下記の書類

が必要です。 施設検査までの日数 に余裕をもって申請 してください。



施設が完成したら、保健所の職員が設備基準等に適合しているかどうか検査します。

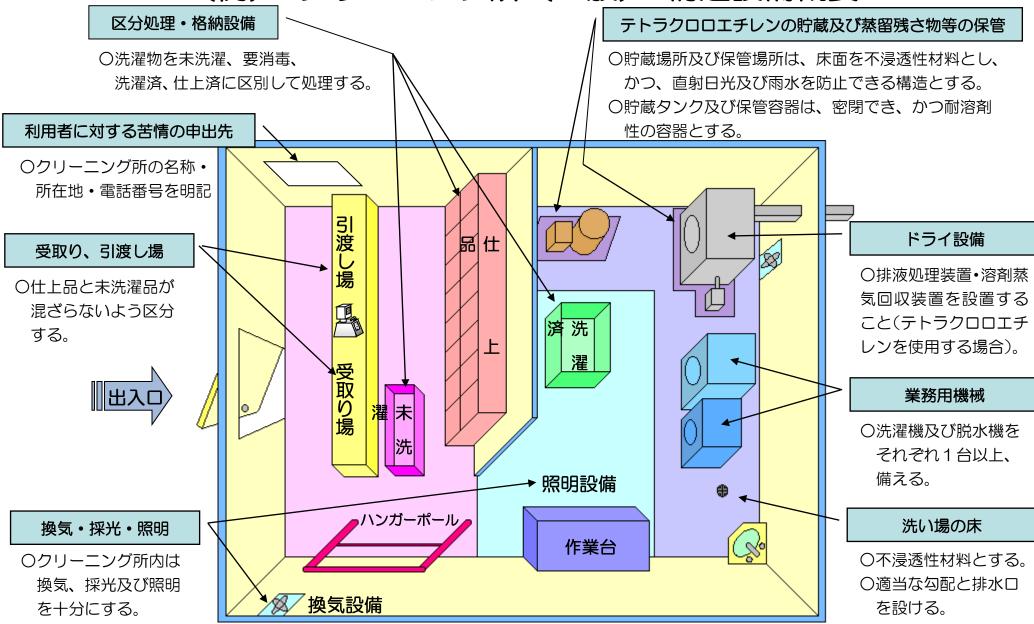


検査に適合し、保健所長 の確認を得ると開店でき ます。後日、確認済証を 交付します。認印をお持 ちの上、早急に取りに来 てください。

### 開設時に必要な書類

- 〇 開設届
- 〇 構造設備の概要
- 〇 施設の平面図
- 有資格者の免許証(本証提示)
- 〇 検査手数料(24,000円)
- 開設者が法人の場合:会社の登記事項証明書(6ヶ月以内)(原本提示)

## (例) クリーニング所(一般) 構造設備概要



## ケリーニング所の各種申請・届出手続きについて

#### ~下記のような場合には申請や届出が必要になります~

#### ◆ 新規開設届

- ・開設者が変更(個人→法人・法人→個人なども含む)
- 施設を移転(仮店舗も含む)
- 施設を大規模に増改築
- ・施設を建て替え 等

#### 必要書類

\* 「開設までの手続き」をご覧ください。

#### ◆ 変更届

- 法人代表者が変更
- 施設を小規模に増改築
- ・ 種別を変更(一般→取次、取次→一般)
- クリーニング師が変更

等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。

届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要(機械の台数、使用溶剤など)となります。

\*施設の変更は事前に保健所に相談してください。

#### 必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類

(履歴事項全部証明書(法人の場合)、施設設備図面等)

#### ◆ 承継届

- ・ 開設者 (個人) が死亡し、相続をした。
- ・ 開設者 (法人) が合併、または分割により承継した。

#### 必要書類

\* 承継届

#### 【個人の場合】

- \* 戸籍全部事項証明書又は除籍全部事項証明書
- \* 承継人の全部事項証明書
- \* 相続人全員の相続同意書(相続人が2人以上の場合)
- \* 地位承継資格の確認書

#### 【法人の場合】

\* 登記事項証明書(合併又は分割登記後)

#### ◆ 廃止届

営業をやめた。等

#### 必要書類

\* 廃止届

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

## クリーニング所(一般)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。	
換気•採光•照明	・ドライ機の稼働中には定期的に換気する。 ・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分にする。	
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。	
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と洗濯済・仕上済の洗濯物を明確に区別する。	
溶 剤	<ul><li>・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。</li><li>・排液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け適切に処理する。</li><li>・蒸発残さ物等の汚染物は密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。</li></ul>	
利用者への説明	<ul><li>・利用者に対し、苦情の申し出先を明示(掲示と書面の配布)する。</li><li>・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、 利用者の了承の上で処理を行う。</li></ul>	
従事者に関すること	<ul> <li>クリーニング師は全員、3年に1回、研修を受けること。</li> <li>クリーニング業務に従事する従事者(有資格者含む)のうち5人に1人に対し、3年に1回、講習を受けさせる(研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とする)。</li> <li>従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。</li> </ul>	

## 関係機関一覧

クリーニング師試験について			
東京都保健医療局健康安全部 健康安全課 試験・免許担当			
新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎	電話:03-5320-4358 (直通)		
クリーニング師研修・クリーニング業従事者講習、経営相談、融資相談、			
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター			
渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	電話:03-3445-8751 (代表)		
消防(消防設備の設置、維持ならびに検査、危険物の貯蔵及び取扱い等)	について 消防法・火災予防条例		
町田消防署(町田市本町田2380番地3)	電話:042-794-0119 (代表)		
排水を公共下水道に放流する場合 下水道法			
町田市 下水道部 下水道管理課(町田市庁舎8階)	電話:042-724-4328 (直通)		
排水を公共下水道以外に放流する場合(水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等) 水質汚濁防止法			
町田市 環境資源部 環境共生課(町田市庁舎7階)	電話:042-724-2711 (直通)		
浄化槽を設置する場合 浄化槽法			
町田市 下水道部 下水道整備課 浄化槽係(町田市庁舎8階)	電話: 042-724-4306 (直通)		
特別管理産業廃棄物について 廃棄物処理法			
東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査係			
立川市錦町 4-6-3 立川合同庁舎内	電話:042-528-2693 (直通)		
工場・指定作業所について	東京都環境確保条例		
町田市 環境資源部 環境共生課(町田市庁舎7階)	電話:042-724-2711 (直通)		
用途地域について	都市計画法		
町田市 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係(町田市庁舎8階)	電話:042-724-4254 (直通)		
建築確認について 建築基準法			
町田市 都市づくり部 建築開発審査課 建築審査係(町田市庁舎8階)	電話:042-724-4413 (直通)		